こどもまんなか
こども家庭庁
こども家庭庁ホームページへ公表

令和8年11月20日
こども家庭庁

第1回こども・若者の自殺対策の推進に関するワーキンググループの開催について

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第12条に規定する自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）に基づく施策のうち、こども・若者の自殺対策に係る施策の実施状況や目標の達成状況等を検証し、施策の効果等の評価及び大綱の見直しに資するため、こども家庭庁支援局長が有識者等の参集を求めて、「こども・若者の自殺対策の推進に関するワーキンググループ」を設置することとしました。

第1回のワーキンググループを以下のとおり開催します。

1. 日　　時：令和8年11月24日（火）15時30分～17時30分

2. 場　　所：オンライン開催

3. 議事（予定）：
   - こども・若者の自殺をめぐる状況と自殺対策の取組について
   - 新たな自殺総合対策大綱の策定について
   - こども・若者の自殺対策の推進に関するワーキンググループの進め方について
   - 意見交換

※ 当日のライブ配信のURL及び資料はこども家庭庁ホームページに掲載します。
https://www.cfa.go.jp/councils/workinggroup

【連絡先】
こども家庭庁支援局総務課こどもの自殺対策推進室
TEL 03-3539-8352